

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和6年6月13日(木)
午前9時から
場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第46号 令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算
(第1回)について (保険)
- 2 議案第50号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議に
ついて (保険)
- 3 議案第47号 令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第1
回について) (高齢)
- 4 議案第49号 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正す
る条例の制定について (障害)

マイナンバーカードと被保険者証の一体化（「マイナ保険証」）関連事業

事業概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年6月9日公布）が令和6年12月2日に施行されることに伴い、マイナンバーカードと被保険者証の一体化（「マイナ保険証」）を進めるため、令和6年12月2日から被保険者証の新規発行を終了する予定としています。

これに対応して、国民健康保険被保険者全員に「加入者情報のお知らせ」を通知するほか、マイナ保険証を持っていない方に対して「資格確認書」を発行するなど、関連システムの改修等、マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応を行う必要があります。

事業実施にかかる事務処理

① 「加入者情報のお知らせ」の発行

全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるようにするために、被保険者に対して、保険者等の把握している加入者情報（個人番号の下4桁を含む）をお知らせします。

② 「資格確認書」の発行

令和6年12月2日以降は、マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方については、「資格確認書」を発行することによって被保険者資格を確認できるようにします。

③ 「資格情報のお知らせ」の発行

マイナ保険証をお持ちの方については、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規加入時や負担割合の変更時（70歳以上の保険者のみ）等に、A4型の「資格情報のお知らせ」を発行します。

④ システム改修

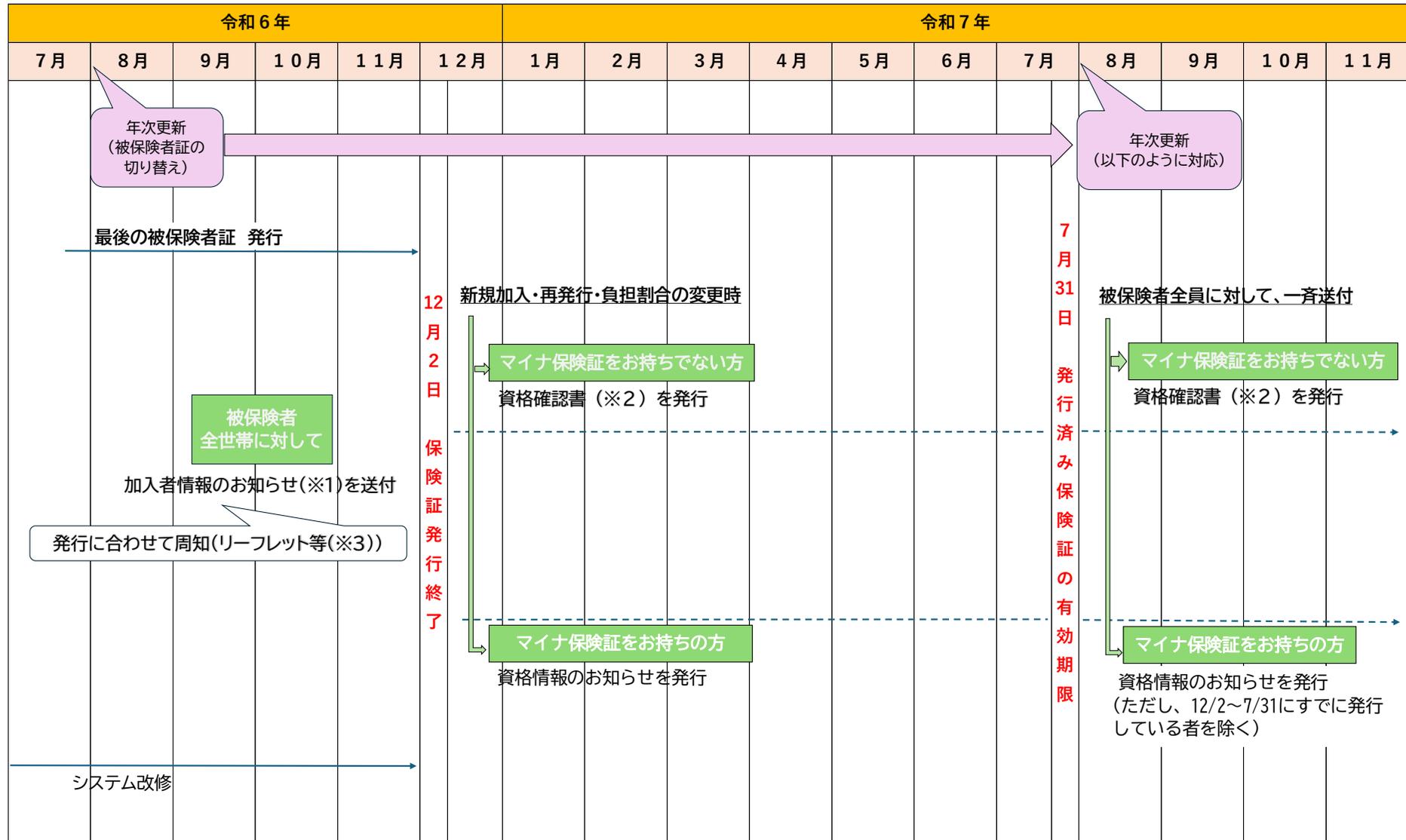
- ・「加入者情報のお知らせ」を交付する機能
- ・「資格確認書」を交付する機能
- ・その他（オンライン資格確認等システム連携への対応）

⑤ 周知・広報

マイナ保険証への移行について、被保険者への周知を図るために、厚生労働省発行のリーフレットを加入者情報のお知らせに同封する予定としています。

関連経費	（歳出）	印刷製本費	472千円	
		通信運搬費	1,019千円	
		システム改修委託料	6,564千円	
		帳票類印刷・封入等委託料	646千円	計 8,701千円
		（歳入）	社会保障・税番号制度システム整備等補助金	

マイナ保険証関連事業スケジュール



(※1) 加入者情報のお知らせ（例）

令和6年1月9日厚生労働省事務連絡における様式を参照

様式

大切なお知らせ

医療保険のデータベースに登録されている 個人番号（マイナンバー）のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

氏名	個人番号（マイナンバー）
山田 太郎	**** * 1234
山田 花子	**** * 5678
山田 次郎	**** * 9101

（注）上記、個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を表示しています。

【お問い合わせ先】
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇〇
〇〇市国民健康保険課
TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

交付対象者	全ての被保険者（世帯主宛てに発送）	
形式等	サイズ	A4用紙
	記載内容	被保険者氏名、被保険者記号・番号、生年月日、個人番号（マイナンバー）※下4桁のみ表示
送付時期	9～10月予定	
目的	保険者（市）の把握している加入者情報を通知することで、全ての方に安心してマイナ保険証を利用していただけるようにするために送付します。	

様式

(※2) 資格確認書（例）

山口県
国民健康保険 有効期限
資格確認書 記号・番号 (枝番)
氏名 性別
生年月日
世帯主氏名
住所
適用開始年月日
交付年月日
保険者番号 350090
交付者名 山陽小野田市

山陽小野田市印

形式等	サイズ	カード（たて5.4cm×よこ8.6cm）
	素材	紙
	色彩	県が毎年指定する色 （R6.12.2～R7.7.31については、オレンジ色を採用予定）
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名・性別・生年月日 ・世帯主氏名・住所 ・被保険者記号・番号・枝番、保険者番号・交付者名 ・適用開始年月日、交付年月日 ・負担割合、発行期日（70歳以上の被保険者のみ） ・有効期限 	
有効期限	1年間（8月～翌7月）	
目的	令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方については、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができないため、「資格確認書」により被保険者資格を確認できるようにします。	

(※3)リーフレット (厚生労働省から新しいリーフレットが発出された場合等、周知広報時に変更する可能性があります。)

(表面)

(令和6年4月時点)

△ご注意ください!
今年12月2日から
現行の保険証は
発行されなくなります
※今回お手元に届いた保険証は令和7年 月 日まで有効です

とってもカンタン!
医療機関等を受診の際は
マイナンバーカード
をご利用ください

1 受付
マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。
カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます!

2 本人確認
顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。
顔認証 or 暗証番号
顔認証
暗証番号

3 同意の確認
診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。
同意の情報を
利用しません
同意の情報を
利用します

4 受付完了
お呼びするまでお待ちください。
カードを忘れずに!

※国民健康保険制度でご利用される方は、窓口で顔認証の登録をお願いします。

(裏面)

! マイナンバーカードを保険証として利用するための
登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.
マイナンバーカードを申請
■申請方法は選択可能です
① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
② 郵便による申請
③ まちなかの
証明写真機からの申請

STEP2.
マイナンバーカードを
保険証として登録
■利用登録の方法
① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
② 「マイナポータル」から行う
③ セブン銀行ATMから行う

マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

保険者クレジット

山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

本市が加入する山口県後期高齢者医療広域連合において、この度規約の変更が必要となったため、議案を提出する。

○ 議案提出理由

(1) 規約変更手続き

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項では、広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めることとされており、また同法第291条の11では、当該協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされている。

(2) 規約変更理由（被保険者証（健康保険証）の廃止）

令和5年6月9日公布「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）が令和6年12月2日に施行されることに伴い、現行の被保険者証は廃止され、マイナンバーカードと被保険者証の一体化（「マイナ保険証」）を基本とする仕組みに移行することとなった。

以上により、令和6年12月2日以降、被保険者証は発行されなくなり、マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方には「資格確認書」が発行されることとなる。これに伴い、山口県後期高齢者医療広域連合規約における広域連合が処理する事務の規定のうち、「被保険者証」等の記載箇所を改正するもの。

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第二百九十一条の三 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

（議会の議決を要する協議）

第二百九十一条の十一 第二百八十四条第三項、第二百九十一条の三第一項及び第三項、前条第一項並びに第二百九十一条の十三において準用する第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。